

## 外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

### **手数料など諸費用について**

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。  
当社との相対取引により売買する場合は、取引価格※に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

※当社は、お客様とのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、売買対象銘柄の種類、市場環境（相場変動を含む。）、当社が得るべき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格（「お客様が購入される価格」と「お客様が売却される価格」）を決定しております。

### **金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります**

#### **<市場価格が変動するリスク>**

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が変わるという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

### **<為替相場に関するリスク>**

- 外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

### **外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります**

#### **<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>**

- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等

により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

### **<償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク>**

弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

### **その他のリスク**

#### **<適用利率が変動するリスク>**

外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

#### **<流動性に関するリスク>**

- 新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- 外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。
- 外貨建て債券は、原則として、当社から他社へ移管(出庫)することができません。償還日より前に売却する場合には、お客様と当社との相対取引となり、当社が合理的に算出した時価に基づいた価格で取引いただきます。

### **企業内容等の開示について**

外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

### **外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません**

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

### **無登録格付に関する説明書について**

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

## **外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要**

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

## **外貨建て債券に関する租税の概要**

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

## **譲渡の制限**

- 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の3営業日前の日を約定日とするお取引までが可能です。

## **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。

- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただけます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただけます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

## 当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 54,323,146,301 円(2024 年 9 月 30 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 1944 年 3 月

連 絡 先 「インターネットコース」でお取引されているお客様：SBI 証券 カスタマーサービスセンター  
電話番号：0120-104-214 (携帯電話からは、0570-550-104 (有料) )  
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客様：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター  
電話番号：0120-142-892  
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客様：IFA サポート  
電話番号：0120-581-861  
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

**担当営業員のいらっしゃるお客様は、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。**

### SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先：「インターネットコース」でお取引されているお客様：SBI 証券 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-104-214 (携帯電話からは、0570-550-104 (有料) )

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客様：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター

**電話番号：0120-142-892**

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

**IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客様：IFA サポート**

**電話番号：0120-581-861**

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

**担当営業員のいらっしゃるお客様は、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。**

### **金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日、年末年始を除く）

**アフリカ開発銀行 2030年2月6日満期  
ブラジルリアル建債券（円貨決済型） 売出要項**

【売出人】

名 称	株式会社SBI証券
住 所	東京都港区六本木一丁目6番1号

【債券概要】

発 行 体	アフリカ開発銀行
発 行 体 格 付	Aaa (Moody's) /AAA (S&P) ※1
売 出 債 券 の 名 称	アフリカ開発銀行 2030年2月6日満期 ブラジルリアル建債券（円貨決済型）
券 面 総 額	2,000万ブラジルリアル ※2
額 面 金 額	1,000ブラジルリアル
お 申 し 込 み 単 位	額面1,000ブラジルリアル単位
利 率	年10.48%（税引前） / 年8.350%（税引後） ※3、4 それぞれの利息金額は、計算代理人によって以下に記載の算式に従い計算される円貨額で支払われる。 ブラジルリアル利息額 × 為替参照レート（円未満四捨五入）
利 払 日	毎年2月6日および8月6日（年2回） 利払日が営業日でない場合には、当該利払日は翌営業日とする。ただし、翌営業日が翌月にあたる場合には、その利払日の直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも利払日に支払われるべき利息額について調整は行われない。
売 出 期 間	2026年1月22日から2026年2月5日まで
売 出 価 格	額面金額の100.00%
受 渡 日 ・ 利 息 起 算 日	2026年2月6日（日本時間）
償 還 日 （ 満 期 ）	2030年2月6日

償 還 価 格	<p>額面金額の100.00%</p> <p>本債券は、償還日（満期）より前に償還されまたは買入消却されない限り、償還日（満期）に償還される。償還金額は、計算代理人によって以下に記載の算式に従い計算される円貨額で支払われる。</p> <p>額面金額 × 為替参照レート(円未満四捨五入)</p>
為 替 参 照 レ ー ト	<p>為替決定日に関し、以下のように決定されるBRL/JPY為替レート（1レアル当たりの円の金額として表示）。</p> <p>(A) 当該為替決定日に計算代理人によってJPY/BRL PTAXレートのアスクの逆数（小数第3位を四捨五入）として決定されるもの。</p> <p>(B) 何らかの理由で当該為替決定日にJPY/BRL PTAXレートの定義で概説されているとおりにJPY/BRL PTAXレートを利用できない場合、当該為替決定日に計算代理人によって、USD/JPY為替レートをUSD/BRL PTAXレートで除すことで得られたクロスカレンシーの為替レート（小数第3位を四捨五入）として決定されるもの。</p> <p>上記及び下記「USD/JPY為替レート」に記載のレートがいずれも表示されない場合、または公表されたレートが実勢を反映していないと計算代理人が合理的に判断した場合には、為替レートは、計算代理人が発行体と協議の上、誠実かつ商業的に合理的な方法で決定します。</p>
為 替 決 定 日	<p>利払日または償還日（満期）の5営業日前の日</p> <p>なお、当該日に価格情報源障害事由が発生または存続している場合、(i) 計算代理人が発行体に対して価格情報源障害事由が解消された旨を通知した営業日、または(ii)当初の為替決定日から起算して10営業日後のうち、いずれか早い方を為替決定日とします。</p>
JPY/BRL PTAXレート	<p>為替決定日に関し、ブラジル中央銀行がそのウェブサイト (<a href="http://www.bcb.gov.br">www.bcb.gov.br</a>) 上で同日午後1時15分（サンパウロ時間）ごろまでに公開するJPY/BRLのクローリング・オフアード・レート（1円当たりのレアルの金額として表示）、又はその後の別のレート情報源によるものをいいます。</p>
USD/BRL PTAXレート	<p>為替決定日に関し、ブラジル中央銀行がそのウェブサイト (<a href="http://www.bcb.gov.br">www.bcb.gov.br</a>) 上で同日の午後1時15分（サンパウロ時間）ごろまでに公開する、ブラジルの営業日基準で2営業日後に決済に係る米ドルについてのUSD/BRLのクローリング・オフアード・レート（1米ドル当たりのレアルの金額として表示）をいいます。</p>

USD/JPY為替レート	為替決定日に関し、当該為替決定日の午後3時00分（東京時間）にBloombergスクリーンの「BFIX (USD/JPY Fixings)」のページの「MID」欄に表示されるUSD/JPYの為替レート（1米ドル当たりの円の数値として表示）をいいます。Bloombergスクリーンの「BFIX (USD/JPY Fixings)」のページで当該レートが報告されなくなった場合、または当該ページが利用不可となり、かつ別のページもしくはサービスに置き換えられていない場合には、USD/JPY為替レートは、当該為替評価日の午後5時00分（東京時間）にRefinitivの「JPNU」のページに表示されるUSD/JPYの為替レート（1ドル当たりの円の数値として表示）とします。Refinitivの「JPNU」のページで当該レートが報告されなくなった場合、または当該ページが利用不可となり、かつ別のページもしくはサービスに置き換えられていない場合には、USD/JPY為替レートは当該為替決定日までに当該ページで公表された最終のレートとします。
債券の地位	本債券は、発行体の直接、無条件、かつ無担保の一般債務であり、本債券相互の間において優先または劣後することなく、同順位であり、その他残存する全ての発行体の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。本債券はいかなる政府の債務でもない。
準拠法	英国法
営業日	東京、ロンドン、ニューヨーク、サンパウロおよびTARGETにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行う日（土曜日および日曜日を除く）
計算代理人	Citibank N.A.

- ※1 金融商品取引法第66条の27の登録を受けていないものが付与した格付（無登録格付）です。無登録格付につきましては、「無登録格付に関する説明書」の内容をご確認ください。
- ※2 本債券の券面総額は、2,000万ブラジルレアルの予定です。本債券の券面総額は変更される可能性があります。
- ※3 税引後の利率は、源泉徴収税率20.315%を基準に算出のうえ、小数第4位以下を切り捨てております。
- ※4 利息額は、1カ月を30日、1年を360日とする日数計算方式（30/360 Day Count Fraction）に従って算定されます。

**この売出要項は目論見書ではなく、いかなる状況においても目論見書として解釈されるべきものではありません。**

**また、この売出要項は本債券に関する全ての情報を記載したものではありません、売出人（株式会社SBI証券）がお客さまの便宜のために作成したものです。なお、アフリカ開発銀行の英文情報説明書は、同行のウェブサイト**

**[\(https://www.afdb.org/en/documents/financial-information/borrowing-documentation/global-information-statements/\)](https://www.afdb.org/en/documents/financial-information/borrowing-documentation/global-information-statements/) で閲覧することができます。**

**株式会社SBI証券 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号 加入協会：日本証券業協会**

◆本債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。当社との相対取引により売買する場合は、取引価格<sup>※</sup>に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。

※当社は、お客さまのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、売買対象銘柄の種類、市場環境（相場変動を含む。）、当社が得べき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格（「お客さまが購入される価格」と「お客さまが売却される価格」）を決定しております。

◆外貨建て債券の売買にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

◆外貨を円貨に換算して受払いする場合には、為替スプレッドがかかります。

◆本債券を円換算した価値は、利金・償還金として支払われる外貨の円に対する為替水準により上下いたしますので、これにより投資元本を割込むことがあります。

◆本債券の価格は金利変動等により上下いたしますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割込むことがあります。

◆本債券の発行者または保証者および利金・償還金として支払われる外貨発行国の経営・国情・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割込むことがあります。

◆お申込の際は「外貨建て債券の契約締結前交付書面」を必ずご覧ください。

# 無登録格付に関する説明書

株式会社 SBI 証券

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

## 登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス

#### ● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

#### ● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

#### ● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・レーティングス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は規程に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

### 格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

#### ● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

#### ● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付情報](#)」に掲載されております。

#### ● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信

用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

#### 格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

##### ● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

##### ● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されています。

##### ● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。











この情報は、2024年9月25日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

## 新興国通貨の為替取引にかかるスプレッド（手数料）について

新興国通貨の為替スプレッドは、先進国通貨と比較して相対的に高い料率に設定されております。『外債を購入するために外貨を買うとき』、『外債の償還金等を円にするために外貨を売るとき』の往復で為替スプレッドのご負担が生じることとなりますので、当該コストを加味した場合のターンが、先進国通貨建ての債券に比べて相対的に大きなカントリーリスク、相対的に高い為替変動リスクに見合うものであるかどうか、お客さまご自身で十分にご検討いただいたうえでお取引いただきますようお願いいたします。

当社の為替スプレッド（主に新興国通貨を抜粋）は以下のとおりです。詳細および最新の情報は、[為替取引に関する説明書](#)等をご確認ください。

通貨	為替スプレッド
 米ドル (USD)	0.25 円
 オーストラリアドル (AUD)	0.70 円
 南アフリカランド (ZAR)	0.25 円
 メキシコペソ (MXN)	0.20 円
 トルコリラ (TRY)	0.15 円
 ロシアルーブル (RUB)	0.07 円
 中国人民元 (CNH)	0.20 円
 インドルピー (INR) <sup>※</sup>	0.05 円
 インドネシアルピア (IDR) <sup>※</sup>	0.0003 円
 ブラジルレアル (BRL) <sup>※</sup>	0.80 円

※ インドルピー (INR)、インドネシアルピア (IDR)、ブラジルレアル (BRL) は外債建債券（円貨決済型）のお取引時に適用する為替スプレッドです。インドルピー (INR)、ブラジルレアル (BRL) の為替取引はお取扱いがありませんので、為替取引説明書には記載がありません。当社で取り扱うインドネシアルピア (IDR) 建債券は全て円貨決済型となりますので受渡しは全て円貨となり、外貨で債券を購入することはできません。

為替スプレッドでご負担いただくコストの料率は、『お取引される外貨の為替スプレッド』を『お取引される外貨の対円のレート』で除して計算します。

- (例 1) 1 米ドルが 145 円の場合には、 $0.25 \text{ 円} \div 145 \text{ 円} = 0.1724 \dots \%$
- (例 2) 1 豪ドルが 94 円の場合には、 $0.70 \text{ 円} \div 94 \text{ 円} = 0.7446 \dots \%$
- (例 3) 1 メキシコペソが 7.67 円の場合には、 $0.20 \text{ 円} \div 7.67 \text{ 円} = 2.6075 \dots \%$
- (例 4) 1 インドルピーが 1.68 円の場合には、 $0.05 \text{ 円} \div 1.68 \text{ 円} = 2.9761 \dots \%$
- (例 5) 1 トルコリラが 3.65 円の場合には、 $0.15 \text{ 円} \div 3.65 \text{ 円} = 4.1095 \dots \%$

なお、外貨と円貨を交換する際の為替レートは、外貨を買う場合と売の場合とで異なります。

外国債券の買付時  
(お客さまが外貨を購入する際の為替レート)

適用為替レート



為替スプレッド

外国債券の利払い時  
償還時・中途売却時  
(お客さまが外貨を売却する際の為替レート)

適用為替レート






為替スプレッド

外国債券の買付時には、基準となる為替レート（適用為替レート）に為替スプレッドが加算されます。一方、利払い時や償還時、売却時には基準となる為替レート（適用為替レート）から為替スプレッドが減算されます。したがって、為替相場に変動がない場合でも、投資元本を割込むことがあります。

## 外貨建債券（円貨決済型）の決済等について

- インドルピー（INR）、インドネシアルピアおよびブラジルレアルは、通貨規制により取引が制限されているため、当社で取り扱う当該通貨建て債券のお取引にかかる決済は円貨で行われ、外貨でお取引いただくことはできません。
- インドルピー（INR）建、インドネシアルピア（IDR）建およびブラジルレアル（BRL）建の債券（外貨建債券（円貨決済型））の元本および利金は円貨で支払われますが、当該円貨額は支払前に決定される各通貨／円の為替レートによって外貨を円に換算したものとなります。
- 元本および利金を円換算する為替レートの決定方法は債券毎に異なります。
- 外貨建債券（円貨決済型）の購入時と償還前の途中売却時には、通貨毎に下表に記載する為替スプレッドがかかります。

通貨	為替スプレッド
 インドルピー（INR）※	0.05 円
 インドネシアルピア（IDR）※	0.0003 円
 ブラジルレアル（BRL）※	0.80 円

なお、利金・償還金には、為替スプレッドはかかりません。